

[事案 2021-332] 保険料自動振替貸付利息返還請求

・令和4年12月5日 和解成立

<事案の概要>

保険会社の案内不足により、保険料自動振替貸付が適用されていることを認識していなかったことを理由に、貸付利息の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年7月に契約した終身保険について、平成14年1月からの半年払保険料の払い込みをしなかったことから、保険料自動振替貸付が適用され、その後、同年9月に失効したが、以下等の理由により、その貸付利息を返還してほしい。

- (1) 保険料自動振替貸付適用後、保険会社から詳しい説明はなかった。年に1回、はがきが送られてくるだけでは理解できない。
- (2) 本契約失効後に復活延滞保険料を支払って復活しており、保険会社が保険料自動振替貸付を適用しているという意識はなかった。
- (3) 前担当者は、保険料の払込みがなされていない時には連絡をくれたが、現担当者は、保険料自動振替貸付による立替金があることも知らず、また、保険の見直し時にも、立替金の話はなく、利息が放置された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料の払込みがなかった場合、保険契約を有効に継続させるため、保険料を立替金として貸し付ける手続を行っており、そのことは契約者に通知している。
- (2) 保険料自動振替貸付利息については、約款で定める利率で計算し、次の猶予期間満了日に元金に繰り入れており、利息を元金に繰り入れる都度、契約者に振込用紙を同封の上で通知している。
- (3) 契約者への必要な案内は、基本的に本社から通知しているため、担当者による口頭での説明を必須にはしていない。また、通知には必ず照会先を明記しており、照会があれば個別の説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料自動振替貸付が適用された事情やその後の経緯等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料自動振替貸付適用にかかる保険会社の案内不足は認められず、貸付利息の返還は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、本保険料自動振替貸付が適用となる前も、複数回にわたって保険料の立替えを受け、その返済を行っている。事情聴取によれば、申立人は前担当者からの連絡に応じて、都度、立替金を返済していたとのことであり、平成14年1月の立替えについても、担当者

から申立人に対し、定期訪問や契約内容の変更の際にフォローがなされていれば、速やかに返済がなされていたと思われる。